

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13302

研究課題名（和文）「奴隷的拘束からの自由」の現代的意義を巡る比較法的研究

研究課題名（英文）A Comparative Legal Study of the Contemporary Meaning of "Freedom from Slavery"

研究代表者

小池 洋平（KOIKE, Yohei）

信州大学・学術研究院総合人間科学系・准教授

研究者番号：50779121

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、奴隷制が廃止された1865年から20世紀初頭のアメリカ社会において、アメリカ合衆国憲法修正第13条（以下では単に「修正第13条」と記す。）がいかなる規範として用いられたのかを明らかにすることである。

そして、本研究では、同時期の立法および判例の分析を通じ、修正第13条が、奴隷制を廃止するという直接的な意義だけに留まらず、経済的自立とそれに伴う市民性を持った個人を創出する際の根拠として、また、強制労働および人身売買を抑制するための法的土台としての意義を有してきたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

修正第13条が有する現代的意義を明らかにする本研究の成果は、日本国憲法第18条が保障する「奴隷的拘束からの自由」および「意に反する苦役の禁止」の具体的意義を検討するための視座を提供するものである。このような本研究の成果によって、これまで具体的に解釈が深められてこなかった日本国憲法第18条の解釈を深めることが可能となり、ひいては「労働のあり方」を巡る現代的問題を人権の観点から検討する可能性を拓くことができる。

研究成果の概要（英文）： This study clarifies how the Thirteenth Amendment to the U.S. Constitution was used as a norm in American society from 1865, when slavery was abolished, to the beginning of the twentieth century.

By analyzing legislation and case law from the same period, this study shows that the Thirteenth Amendment was not only directly significant in abolishing slavery, but also provided the basis for the creation of individuals with economic independence and the citizenship that came with it. In addition, it was shown that the Thirteenth Amendment had significance as a legal foundation for the suppression of forced labor and human trafficking.

研究分野：憲法学

キーワード：奴隷的拘束からの自由 意に反する苦役の禁止 現代的奴隷制 アメリカ合衆国憲法修正第13条 日本国憲法第18条

1. 研究開始当初の背景

2018年に制定された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下では「働き方改革法」と記す。)は、いわゆる「働き方改革」を目的として労働に係る諸法を改正するものであった。そして、この「働き方改革」とは、「個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で『選択』できるようにするための改革」を「基本的な考え方」とするものであった(厚生労働省作成「働き方改革～一億総活躍社会の実現に向けて」(2019年))。

こうした一連の「働き方改革」は、働き方を柔軟にすべく選択肢の幅を広げるという意味では、労働者本人の自らの労働に関する自由度が高まるという点で積極的に評価できるかもしれない。しかし、「柔軟な働き方を、自分で『選択』できるようにする」という目的の下、これまで経済的・社会的に弱い立場にある労働者を保護すべく制定ないし改正されてきた労働諸法における規制が緩和され、労働者保護の観点が弱体化する恐れがある。たとえば、働き方改革法の審議において、高度プロフェッショナル制度に対して「現代の奴隷制度」といった批判が出されていた(2018年5月22日衆院厚生労働委員会〔岩橋祐治参考人発言〕)。

もっとも、このように現代的奴隷制と批判される制度に対して、日本の憲法学は有効な人権理論を十分に構築してきたとは言いがたい。日本国憲法第18条前段はいわゆる《奴隷的拘束からの自由》を保障しているものの、少なくとも通説的な理解においては、「奴隷的拘束」それ自体の解釈が抽象的なものに留まってしまっている。

すなわち、働き方改革法の制定をはじめとして、現代における働き方に関して《奴隷的拘束からの自由》の規範的意義を人権論のなかに位置づけ、その発展可能性を明らかにすることは喫緊の課題となっている状況にある。

2. 研究の目的

上述の社会的背景を踏まえると、現代社会において、日本国憲法第18条前段の保障する《奴隷的拘束からの自由》が有する規範的意義を明らかにすることが究極的な課題となる。もっとも、この課題に答えるためには、日本国憲法上の《奴隷的拘束からの自由》の具体的な権利内容を明らかにする必要がある。

そこで本研究では、日本国憲法における《奴隷的拘束からの自由》の一つのモデルとされてきたアメリカ合衆国憲法修正第13条(以下では単に「修正第13条」と記す。)に注目し、その制定過程で当該条項に込められてきた具体的な権利内容を踏まえつつ、当該権利の現代的意義を明らかにすることを目的とする。

ただし、1865年に制定された修正第13条の直接的な目的は、当時、実際に法的に制度化されていた奴隷制それ自体を廃止することにあった。そのため、少なくとも、かつて存在していた奴隷制が廃止されている現代と当時では、権利内容や意義も変化している可能性がある。それゆえ、本研究においては、修正第13条によって奴隷制が廃止されて以降をも射程に収め、アメリカ連邦議会が修正第13条に係るいかなる立法を整備してきたのか、また、アメリカ合衆国最高裁が判例を通じていかなる修正第13条解釈を蓄積してきたのかも分析することを目的とする。そして、最終的には、日本国憲法上の《奴隷的拘束からの自由》が有する現代的意義を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 具体的な研究課題の設定

上述の研究目的、すなわち奴隷制廃止後のアメリカ社会において、修正第13条がいかなる規範として用いられたのかを明らかにするために、本研究では2つの具体的な課題を設定した。

1つ目の課題は、修正第13条を執行する立法(1865年解放民局法および1866年公民権法)の審議を整理・分析し、修正第13条の原意がどのようにして実際の立法に繋がっているのかを明らかにすることである【課題A】。そして、2つ目の課題は、修正第13条の適用が直接的・間接的に問題となった憲法判例(Slaughterhouse Cases 合衆国最高裁判決(1873年)およびLochner v. New York 事件合衆国最高裁判決(1905年))を分析し、奴隷制廃止後のアメリカ憲法判例において奴隷的拘束からの自由がいかなる法理として展開されたのかを明らかにすることである【課題B】。

(2) 研究の進め方

上記の【課題A】および【課題B】につき、年度ごとに計画を立てて研究を遂行する。前者については2020～2021年度に、後者に関しては2022～2023年度にそれぞれ遂行する。また、最終年度にあたる2023年度には、両課題の総括にも着手し、現代的奴隷制に対して日本国憲法が保障する《奴隷的拘束からの自由》が有する規範的意義を検討する。

なお、本研究は19世紀の修正第13条に係る立法関係史料および訴訟史料、ならびにそれらに関連する二次資料の調査及び分析を中心に遂行する。

4. 研究成果

(1) 研究遂行経過の総括

本研究課題に着手した2020年度からCOVID-19のパンデミックが発生し、国内・国外の移動に制限がかかってしまった。そのため、当初予定していた県外の図書館や、アメリカ連邦議会図書館での資料調査、外国で開催される学会への参加などに支障が生じた。そのため、特に、2020～2022年度にかけては、それら制限がかかる状況下で分析可能な資料を選定し優先的に取り組まざるを得なかった。その結果、当初の計画通りに進めることはできなかった。

もっとも、特に国内における《 奴隷的拘束からの自由 》に係る問題につき、「ヤングケアラー問題」および外国人技能実習制度といった、当初の計画で直接扱う予定はなかった発展的テーマを本研究課題の射程に含めることもできた。

(2) 個別の研究成果

【課題A】に関する成果

【課題A】は、修正第13条を執行する立法の審議を整理・分析し、修正第13条の原意がどのようにして実際の立法に繋がっているのか明らかにすることである。

1865年解放民局法および1866年公民権法に関する連邦議会審議において、特に、解放民局法においては、修正第13条審議において奴隷制を批判する根拠となっていた《 労働成果の享受 》、および労働を通じて自立した市民となるという観念が、当該連邦法の制定根拠となっていたことを確認した。すなわち、解放された奴隷が「解放民」として扱われたその先に、賃金労働者というよりも、独立自営農民としての市民となるような構想が、これら連邦法に含まれていたことが明らかとなった。

また、1930年に制定されたthe Tariff Act以降、アメリカでは連邦法レベルにおいて、強制労働を間接的に抑制しようとする立法を行ってきたことも明らかとなった。特に、2000年に制定されたthe Trafficking Victims Protection Reauthorization Actは、サプライチェーンにおける強制労働を抑制するものとして注目に値する。また、州法レベルにおいては、2012年にカリフォルニア州が制定したthe Transparency in Supply Chains Actもまた、現代における奴隷的拘束からの自由(ないし強制労働/人身売買)を保障する試みとして検討する価値がある。ただし、これら立法の背景および関連判例についての分析に立ち入ることは本研究課題では時間的に不可能であった。

【課題B】に関する成果

【課題B】は修正第13条が問題となった憲法判例を分析し、奴隷制廃止後のアメリカ憲法判例において奴隷的拘束からの自由がいかなる法理として展開されたのかを明らかにすることである。この点につきSlaughterhouse Cases 合衆国最高裁判決(1873年)においては、と畜場の独占経営を1社に認める州法の憲法適合性が争点となったという事案の性質もあり、「意に反する苦役」(involuntary servitude)をどう解釈すべきかが主たる問題となっていた。

なかでも、修正第13条が言うところの奴隷制がその8年前まで実際に存在した黒人奴隷制を意味していたのに対し、「意に反する苦役」がそれよりも広範な射程を有しているとする法廷意見の理解は注目に値する。というのも、日本の憲法学では、憲法第18条の解釈論において、前段が言う「奴隷的拘束」と後段のいう「意に反する苦役」との関係につきあまり明確にしてこなかったからである。もちろん、修正第13条と日本国憲法第18条との間には、法文の構造の違いが存在する。たとえば、修正第13条は奴隷制と意に反する苦役を並置しているが、日本国憲法第18条の場合、前段において「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。」として句点を打ち、後段において「犯罪に因る処罰の場合」という例外を付ける形で「意に反する苦役に服させられない」とする。そのため、憲法学においては、奴隷的拘束については絶対的に禁止される一方、「意に反する苦役」については懲役刑を典型とする強制労働は許容されると緩やかに解釈されてきた。こうした法文、ないしそれに起因する解釈の違いが日米憲法間には存在するものの、当該法廷意見は、奴隷的拘束を「意に反する苦役」よりも過度に強い強制力を有するという日本流の解釈を再検討する視座を提供するものであることが明らかとなった。

(3) 本研究全体の成果

本研究における上述の成果を踏まえると、修正第13条制定後にこの条項は、経済的自立とそれに伴う市民性を持った個人を創出する際の根拠として、また、強制労働および人身売買を抑制するための法的土台としての意義を有してきたと評価することができる。少なくとも、当該条項は奴隷制を廃止した後に規範的意義を失ったとは評価することはできない。

また、もちろん、連邦議会における修正第13条審議に確認できるような、いわゆる「原意」がそのまま現代でも通用する訳ではない。しかし、実際に存在した奴隷制およびそれを廃止した修正第13条は、奴隷制廃止後の特に現代アメリカにおいては、人身売買ないし強制労働を否定するための根拠としての意義を有しているということが出来る。

(4) 研究成果のインパクトと今後の展望

本研究を遂行中、日本において関連する2つの問題が浮上した。1つはヤングケアラー問題である。家族内でケアをしあうというある種の社会通念の下、ヤングケアラーと呼ばれる子どもが自らの兄弟姉妹、親や祖父母のケア労働に従事している。こうしたヤングケアラーは子どもらし

い生活を送ることが困難であり、学習権保障の観点からも問題があることが指摘されるようになった。現在、ヤングケアラー支援策として政府は相談窓口を拡充するなどの対応をとっている。しかし、この問題をヤングケアラーに対する強制労働という文脈に落とし込んでみると、第一に求められるべき政策は、このような強制ケア労働からヤングケアラーを「解放」することである。

また、本研究課題遂行中の 2023 年には、これまで現代的奴隷制の一つとして批判されてきた外国人技能実習制度が廃止され、新たな制度（現時点では育成就労制度とされるもの）へと解消されることとなった。現段階においてこの新たな制度がどのように設計されるのか不明瞭ではあるものの、やはり日本国憲法第 18 条の「奴隷的拘束からの自由」ないし「意に反する苦役の禁止」の観点から当然不断の検討が求められる。

これら問題につき、日本国憲法が保障する「奴隷的拘束からの自由」の現代的意義を浮かび上がらせることのできる本研究の成果は、政策や制度の適正さを確保するために役立つものである。ただし、これらは現在進行形の問題であるため、具体的な分析については今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小池洋平	4. 巻 37巻1号
2. 論文標題 ヤングケアラーと教育を受ける権利	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 89-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小池洋平
2. 発表標題 現代的奴隷制と奴隷的拘束からの自由
3. 学会等名 信州大学 第101回全学教育センター フレッシュキャンパスセミナー
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 岡田 順太、淡路 智典、杉山 有沙	4. 発行年 2023年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 272
3. 書名 障害のある人が出会う人権問題	

1. 著者名 遠藤美奈, 植木淳, 杉山有沙編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 308
3. 書名 人権と社会的排除	

1. 著者名 志田陽子, 榎澤幸広, 中島宏, 石川裕一郎編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 176
3. 書名 映画で学ぶ憲法II	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------